

平成14年9月26日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

**財務局経理部における議会对応に伴う宿泊料金の支出を
違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果**

東京都監査委員	山 本 賢太郎
同	鈴 木 貫太郎
同	横 山 樹
同	藤 原 房子

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成14年7月30日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 財務局経理部は、議会对応の宿泊として、サンメンバーズ東京新宿に泊まった。このホテルは会員価格、平日7,650円、日・月・祝日は6,800円という。これに消費税が5%加算される。

イ 本件議会对応宿泊代は、素泊料金であり、食事代等の支払いは認められていない。にもかかわらず、財務局経理部は朝食代込みのセット価格で出納に請求し、請求通り前渡金を受け取り、朝食代込みの支払いをし、精算を行っている。

ウ 本件行為は、虚偽公文書作成にあたるのは明白である。

エ ホテルの宿泊料金ご案内には「朝食料金 和洋折衷バイキング お一人様1,500円(税別)」と書かれている。

オ 行革110番の調査では、セット料金と素泊宿泊代の差額「500円」を返還すると聞いているが、上記のごとく、本件支出命令等の公文書には、虚偽の記載がされており、虚偽の起案に基づく本件セット料金の支出は、違法であり、支出自体が取り消されるべきものとする。

(2) 措置要求

本件財務会計職員の個人の負担で、過去1年分のホテル代の返還を求めるものである。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

財務局経理部が平成13年7月31日以降にサンメンバーズ東京新宿に対し支払った議会对応宿泊料を監査の対象とした。

2 監査対象局等

財務局を監査対象とした。

また、平成14年9月13日にサンメンバーズ東京新宿に対し、関係人調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の連絡があったため、実施しなかった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

なお、議会对応宿泊料の支出に適切を欠くところが認められたので、財務局に対し別項のとおり意見を付す。

以下、事実関係の確認、財務局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 議会对応宿泊料の支出について

平成13年7月31日以降、財務局経理部が議会对応のための宿泊料（以下「本件宿泊料」という。）としてサンメンバーズ東京新宿（以下「本件宿泊施設」という。）に支払った金額等は次の表のとおりである。

（表）平成13年7月31日以降に本件宿泊施設に対し支払われた宿泊料等

	前渡金受領額	支払宿泊料	戻入額	支払日	宿泊日	延べ宿泊人数
平成13年 第三回定例会	85,575円	85,574円	1円	平成13. 9.27	平成13. 9.25(火) " 9.26(水)	10人
平成13年 第四回定例会	81,110円	81,110円	0円	平成13.12.12	平成13.12.10(月) " 12.11(火)	10人
平成14年 第一回定例会	123,899円	123,899円	0円	平成14. 2.28	平成14. 2.25(月) " 2.26(火) " 2.27(水)	15人
	123,899円	123,899円	0円	平成14. 3.14	平成14. 3.11(月) " 3.12(火) " 3.13(水)	15人
	38,325円	38,325円	0円	平成14. 3.25	" 3.24(日)	5人
平成14年 第二回定例会	83,212円	60,690円	22,522円	平成14. 6.19	平成14. 6.17(月) " 6.18(火)	8人

（注）それぞれの金額はサービス料なし、消費税込みの金額である。

(2) 「組織運営費支出基準の廃止と宿泊施設の「借上料」の取り扱いについて」（平成11年3月10日付け10総総総第1876号。以下「本件取扱い」という。）で公費により宿泊できる場合について以下のように規定されている。

ア 宿泊が止むを得ないと認められる特段の事情がある場合

本会議開会中の議会对応等のため、幹部職員が庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える場合

勤務終了が深夜となる場合で、当該職員がタクシーにより帰宅するよりもホテル等に宿泊した方が経費的に安価であり、かつ、事前に所属課長の承認を得た場合

イ 支出基準

公費負担できる金額は、ホテル等の宿泊に実際に要する宿泊料のみとし、朝食代等は含まないものとする。

宿泊料は1人あたり1泊1万2,000円を上限とする。前記上限額は、税・サービス料等を含まず、これらの経費が必要な場合は、別途加算して支出できるものとする。

2 財務局の説明

(1) 朝食代込みの宿泊料を資金前渡した理由

平成13年度において、廉価で環境のよい宿泊施設を探したところ、条件にあう宿泊施設として、本件宿泊施設があった。本件宿泊施設に確認したところ、料金は朝食代込み、消費税抜きで、日曜日、月曜日及び祝日については7,300円、その他の曜日については8,150円とのことであった。

平成13年度当時、朝食代を公費により支出できるものと誤認しており、また本件取扱いに定める上限金額の範囲内であったため、朝食代込みの金額を支出した。

しかしながら、平成14年度において、本件取扱いを確認したところ、「公費負担できる金額は、ホテル等の宿泊に実際に要する宿泊料のみとし、朝食代等は含まないものとする。」とされており、事務処理に誤りがあることが判明し、平成13年度に誤って支出した朝食代全額である3万1,500円について戻入手続きをとり、平成14年7月30日に都に全額返納した。

また、平成14年第二回都議会定例会に伴う宿泊については、朝食代込みの金額で資金前渡を受けたが、朝食代は支払わず戻入を行っていることから、都に損害はないものとする。

(2) 「セット料金」における朝食代が500円の合理的根拠

本件宿泊施設作成の「宿泊料金のご案内」（以下「案内」という。）によると、客室料金は平日、シングル、割引料金で7,650円となっている。また、平成14年6月18日火曜日及び同月19日水曜日に同ホテルにシングル、朝食なしで宿泊した際の宿泊料金は一人あたり7,650円であった。

一方、平成14年3月12日火曜日及び同月13日水曜日にシングル、朝食込みで宿泊した際の宿泊料金は、領収書の内訳によると一人あたり8,150円であった。

案内によると、朝食料金は一人あたり1,500円であるが、朝食込みで宿泊した際の一人あたりの宿泊料金8,150円と朝食なしで宿泊した際の一人あたりの宿泊料金7,650円の差額は500円であった。

これは宿泊者に対する食事代をサービスした金額であり、客室料金の割引ではないとホテルから聞いており、「セット料金」における朝食代は500円であると考えている。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び財務局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において、請求人は、財務局経理部が、本件取扱いでは公費負担で宿泊できる金額はホテル等の宿泊に実際に要する宿泊料のみで朝食代等は含まれていないにもかかわらず、朝食代込みの宿泊料を本件宿泊施設に支払っていることを違法・不当とし、その宿泊料の返還を求めているものと解されるので、以下、このことについて判断する。

財務局の説明、関係書類の調査及び関係人からの事情聴取により、以下の事実を確認した。

ア 平成13年度から本件宿泊施設を議会对応宿泊施設として借り上げていること。

イ 本件宿泊施設以外に京王プラザホテルを議会对応宿泊施設として、朝食代なし、サービス料・消費税込み1人1泊1万3,860円で借り上げており、本件取扱いの要件に適合していること。

- ウ 平成13年度において本件宿泊施設に対し、1人1泊朝食代込み、消費税抜きで日曜日、月曜日及び祝日については7,300円、その他の曜日については8,150円支払っていること。
- エ 関係人からの事情聴取により、本件宿泊施設の素泊料金は1人1泊消費税抜きで日曜日、月曜日及び祝日については6,800円、その他の曜日については7,650円であり、宿泊者には平成14年3月末まで500円で、同年4月からは700円で朝食を提供していること。
- オ 平成13年度において、手書きのものとコンピュータから出力したものの2種類の領収書が調定額通知書に添付されているが、関係人調査により、両者とも本件宿泊施設が発行しているものであることが認められたこと。
- カ 平成14年第一回定例会対応の宿泊料の精算において、本件宿泊施設発行の「お食事プラン」との記載があるコンピュータから出力した宿泊料の領収書を調定額通知書に添付していること。
- キ 平成14年6月20日に延べ10人分の朝食代7,350円(消費税込み)と職員1人の宿泊料2泊分1万5,172円(消費税込み)の合計2万2,522円を戻入していること。
- ク 平成14年7月26日付け14財経総第629号「宿泊施設借上料の過年度戻入について」により、平成14年7月30日に3万1,500円が戻入されており、うち本件宿泊料にかかる延べ55人分の朝食代2万8,875円(消費税込み)が返納されていること。

以上のことから、財務局経理部が支払った朝食代込みの宿泊料金のうち朝食代は素泊料金との差額500円であること、財務局経理部が本件宿泊料について朝食代が公費により負担できるものと誤認していたこと、が認められる。

したがって、平成14年7月26日付け14財経総第629号「宿泊施設借上料の過年度戻入について」により、平成14年7月30日に延べ55人分の朝食代2万8,875円(消費税込み)が返納されており、都に損害はないと認められる。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

しかしながら、誤認に基づくとはいえ、朝食代を含む宿泊料を支出したことは遺

憾であるといわざるを得ず、別項のとおり、財務局に対し意見を付す。

(財務局に対する意見)

議会对応宿泊料の支出にあたっては、関係規程を遵守し、適切に行われたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

監査請求書

財務局本件財務会計職員に関する監査請求書

財務局経理部は、議会对応の宿泊として、サンメンバーズ東京新宿に泊まった。このホテルは会員価格、平日7,650円、日・月・祝日は6,800円という。これに消費税が5%加算される。

本件議会对応宿泊代は、素泊料金であり、食事代等の支払いは認められていない。にもかかわらず、財務局経理部は朝食代込みのセット価格で出納に請求し、請求通り前渡金を受け取り、朝食代込みの支払いをし、精算を行っている。本件行為は、虚偽公文書作成にあたるのは明白である。

《ホテルの宿泊料金ご案内には「朝食料金 和洋折衷バイキング お一人様1,500円（税別）」と書かれている。》

行革110番の調査では、セット料金と素泊まり宿泊代の差額「500円」を返還すると聞いているが、上記のごとく、本件支出命令等の公文書には、虚偽の記載がされており、虚偽の起案に基づく本件セット料金の支出は、違法であり、支出自体が取り消されるべきものとする。

よって、本件財務会計職員の個人の負担で、過去1年分のホテル代の返還を求めるものである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア サンメンバーズ東京新宿「宿泊料金のご案内」の写し
- イ 平成14年7月30日付け請求人作成陳述書